

令和2年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 令和2年12月7日（月）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
議案の説明、質疑	3
議案の採決	10
所管事項の報告	11
閉会	12

文教福祉常任委員会 令和2年12月8日（火）

付議事件	15
出席委員	15
欠席委員	15
委員外出席者	15
説明のため出席した者	15
事務局職員出席者	16
開会	17
議案の説明、質疑	18
議案の採決	27
閉会	28

総務常任委員会 令和2年12月9日（水）

付議事件	3 1
出席委員	3 1
欠席委員	3 1
委員外出席者	3 1
説明のため出席した者	3 1
事務局職員出席者	3 2
開会	3 3
議案の説明、質疑	3 4
議案の採決	5 1
閉会	5 3

建設経済常任委員会

令和2年12月7日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 5 号 旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について

出席委員（5名）

委員長 向 後 悦 世
委 員 佐久間 茂 樹
委 員 高 木 寛

副委員長 遠 藤 保 明
委 員 木 内 欽 市

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 伊 藤 保

説明のため出席した者（12名）

副 市 長 加 瀬 正 彦
農 水 産 課 長 多 田 一 徳
都市整備課長 栗 田 茂
水 道 課 長 宮 負 亨
そ の 他 担 当 員 4 名

商工観光課長 小 林 敦 巳
建 設 課 長 加 瀬 博 久
下 水 道 課 長 丸 山 浩
農 業 委 員 会 長 向 後 秀 敬
事 務 局 長

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広
副 主 幹 黒 柳 雅 弘

事務局次長 向 後 哲 浩

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

また、委員の皆さんには、また執行部の皆さん、コロナ感染症が拡大している中でありますので、コロナ対策、健康面には十分留意されまして、慎重審議のほどお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

伊藤議長。

○議長（伊藤 保） おはようございます。

建設経済常任委員会委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

いよいよ師走に入りまして、本年最後の委員会となります。どうか、先ほど委員長も言っておりましたけれども、コロナ感染症にしっかりと対策をしながら、新年を迎えていただきたいと、このように思います。

本日は、付託いたしました1議案について、審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、1議案でございます。議案第5号の旭市公営企業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第5号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定についての1議案であります。

議案第5号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） おはようございます。

議案第5号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定についての補足説明につきまして、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） それでは質問いたします。

上下水道課が一つになって、本庁舎に移られる。それで、今の事務所というか、事業所はどのような状況になりますか。そのことだけお聞きします。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） お答えいたします。

まず、事務所でございますが、上下水道課、こちらは本庁舎へは移転をいたしません。現在の下水道の浄化センターに水道課と下水道課が、事務所となります。

それと、今の水道庁舎でございますが、こちらは職員が常駐しなくなりますので、今のところはまだ決定したわけではございませんが、警備員を一応配置する予定であります。まだ

決定ではございません。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。ご苦労さまです。

今、高木委員からお話がありましたが、それで、この条例を制定することによって、現況はどう変わるのかというのが、今本庁舎に移転しないと言われましたよね。水道課は今のところが、施設があるから、下水道も今の施設があるところで仕事をしているわけですよね。それで、現況はそんなに変わらないんでしょう。変わるんでしょうか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） お答えをいたします。

重複いたしますけれども、現況がどう変わるのか。まずは、下水道課はそのままの事務所にございます。水道課は今申し上げましたように、水道課は今の下水道課、浄化センターのほうに移転をいたします。

（発言する人あり）

○水道課長（宮負 亨） はい、移ります。

配水場につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ決定ではございませんが、一応警備を配置する予定であります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 要は、この条例の制定の狙いというのを、ちょっと今分からないところなんです。これを制定することによって、まず第一に仕事がやりやすくなるということが先なんだろうと。

それで、水道課が下水道課のほうに移るという話になって、今施設があそこにあるわけでしょう。それで不便ではないんですか。仕事はやりやすくなるの、逆に。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 水道課が仕事がやりやすくなるのかということでございますが、今現在、水道課職員が常駐しておりますので、破損などが起こった場合、旭地域のみ破損が起

こった場合、増圧をしますので、すぐ対応できますけれども、今度は職員が常駐しない、警備員にやってもらうことになります。

そういうお客様に対しましては、本会議の補足説明でも申し上げましたが、水道課の事務所が移転するということで、当面お客様には場所が変わるということでご迷惑をかけますけれども、その辺につきましては広報等や検針時の周知で、事前に周知を図ってまいりたいと考えております。

これらの組織の、こちらにつきましては行政改革アクションプランに基づく組織のスリム化ということで、決定事項ということで準備を今進めているところでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 分からないことが、この例規もいっぱいあるんですけど、まず水道課、それから下水道課、仕事がやりやすいのが、やりやすくするのが先なんだと思うので、それでちょっと心配するんですよ。下水道のところに水道が行って、そこで事務的な仕事を一緒にするわけなのね。それで能率が悪くなる……。

まず、それと併せて伺いますけど、会計、水道事業会計、それから下水道事業会計、農業集落排水事業会計、これは去年どおりなんでしょう。今までどおりっておかしいけど、去年変わったばかりだから、それはちょっと。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それではお答えいたします。

条例のほうでも第2条で一応設置ということで、水道、公共下水道、農業集落排水事業、3つを規定してございます。

会計につきましては、今年の4月1日から下水道事業、農業集落排水事業、企業会計に移行しましたので、引き続き3事業とも企業会計でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、ちょっとだいぶいろいろ分からないことが多くてね。

そうすると、多分会計が違うから、去年、今までどおり会計の担当は、それを例えば集落排水を下水道と一緒に会計をやるということができれば、そこで人員整理するんですか。それだけ教えてもらって。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 人員の整理でございますが、現在下水道課が一応8名職員がおります。水道課が12名ですか。12名です。会計のほうをやっているのが、業務班ということで水道課が4名、下水道課が管理班ということで3名でございます。

統合につきましては、ちょっと本会議の議案質疑で申し上げましたが、まだ具体的な人員の数とかは今のところまだ準備を進めているところでございます。

あくまでも案として示されておりますのが、班、水道課、下水道課、2つの今までの班に、水道課、下水道課を分けるということではなくて、2つの班をとということが示されております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 行政改革ということでは、それが狙いなのかなというところでね。やはり現場のことを考えると、上水と下水は別々のほうが、仕事はかなり違うような感じがするのですが、でもその辺分からないので、後でいいですけど、県内で上下水道課、あるいは上下水道課、下水のほうは環境整備とかという課になっているかもしれないですけど、県内の市の状況もちょうと分かったら、後でいいですけど、教えてくださいませんか。

だから、現場のほうはかなり窮屈になるような気がするんだよね、これ。一緒にして。一緒にして、だから狙いは課長職を1つ減らすというのは、これを見るとそんな感じがしなくもない、私を感じるの。そういう意味で、行政改革をやっているということなんでしょうけど、新庁舎ができて、上下水道課の人間、新庁舎に入れないというのも何かかわいそうなような気もするんですけど、何かそう感じるんですよ。

それで、例規集のほうなんですけど、結構いっぱいこれ例規が、今4分の1近くこの例規に関するんだよね。それと関連するんでしょうけど、これいっぱいあるから目次だけコピーしてきたんですけど、かなりあるんだよね。

それで、今回の条例を制定することによって、旭市水道事業の設置等に関する条例を廃止、それから旭市水道事業給水条例の一部改正、これは番号だけだけど、それから旭市下水道事業の設置等に関する条例の廃止、これ去年の12月に改正したやつだよね。1年たつたたたないかのうちだよね。何かそうすると、計画性がどうなのかなと。去年のうちに、こういう話があってもよかったのかなという気がするんだけど、その辺はどうなんですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 昨年、たしか第4回の定例議会だと思います。

昨年は、旭市企業職員の給与及び基準に関する条例ということで新規策定でございました。それで、下水道事業が今年の4月から公営企業に移行するというので、今までは旭市水道事業企業職員という名称を使っていたけども、これは企業職員を削除しまして、下水道と水道課、両方を含めた形での条例の制定ということにいたしました。

その時点では、まだこの今年の統廃合が具体的にはありませんでしたので、そのときは取りあえず企業職員へ移行するというもののみの条例改正をさせていただきました。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 去年の12月にはこの話はなかったという話なんでしょう。下水道課と統合する。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今、水道課長のほうが去年12月でこの話はなかったという話になってしまうと、それは違うので、ここはちょっと訂正の発言をしたいと思います。

まず、行革の中で、上下水道課にしようというのは、もう行革アクションプランの中で相前から出ていました。5年前に、行革アクションプランをつくった時点でもそういう話が出ていました。その中でずっと検討はしてきていた。ただ、去年の12月の改正はあくまでも公営企業に移行するというのは国の方針が1つあって、じゃあそのところはまず先にやらなければいけないだろうと。上下水道課という名称等がまだ正確に定まっていなかったというところが現実にあったので、それについては今回出したということです。

今回あくまでも組織の見直しの中で、当然行革の一環はもちろんあります。ただ、それぞれ人数が、先ほど申し上げたとおり、8人、12人、そこから課長、副課長等を除きますと、実際に事務に従事する職員は、工事現場に出る職員も相当数限られてしまいます。ですから、同じ工事を行う、例えば下水道でも水道でも、掘削溝入って工事を実施するときに、やはり相互が手伝い合えて、技術者も両方で補完できたほうが効率的ではないのかと、そういう面もあって、こういう形にさせていただいたということと変ですけども、市のほうでそういう形でいきたいと思います。当然、公営企業に移行する、システム、電算のほうも統合してできる。

上水道の改定、それから下水道の改定、それぞれ市民の皆様に請求する形も一緒にできるということであればそのほうがいいのではないかと、そういう形で進めてきたわけであります。

去年の段階では、もうシステム統合の予算をもって、それを進めていた段階でありましたので、そういう状況だということを改めてちょっと今補足させていただきます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 多分そうなんだろうと思うんです。だけど、条例を改正して、1年たつかたないかのうちに廃止するという話があれば、あらかじめ全協でも何でもいいので、将来的にこうなりそうだというあれがあれば、こういう質問はしなくて済むわけですよ。去年の今頃、これをやっていた下水道課長をだいぶ怒らせたみたいですけど、やっていたやつを、今年になって廃止するというのはね。去年質問しなくてもよかったかなと思う。俺の問題で。

だから、そういった意味ではもうちょっと事前に、何かこうにわかには、行政改革、要するに課長職を減らす、あるいは人員を減らすというふうにしたほうが分かりやすい。私だって、公に言っていいかどうか知らないですけど、ただやはり現場の仕事はやりやすくなるように、窮屈にならないように、それを心配しているんですよ。

条例とか決まり事、本議会でもいろいろあったようですけど、結構いろいろあって、これを変えることによって、ちょっと話がまた先に進んじゃいますけど、要綱、規則っていろいろあるんですけど、これから変わりそうなところはあるんですか。変えなきゃならないようなところは。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） まず、1点目、お断りしておきますが、今回本会議でご説明申し上げましたように、一応手続き上は廃止になっていますけども、中身は上水道事業の設置条例、設置に関する条例と下水道事業の2つございます。その中身を変更なく、1つに。手続き上は廃止ですけれども、手続き上廃止にして、新規策定になっていますけれども、実質的にはほとんど現行の条例を一本化したというものでございます。

それと、条例につきましては、取りあえず、設置等に関する条例と、水道事業の一部改正、これのみです。そのほかの例規につきましては、まだ今手続き中なので、ちょっと具体的なまだ決定はしていませんけども、一応、現行、水道事業の条例、規則、要綱、全部で29本ございます。これが一応今見直しをして、19本にする予定です。

(発言する人あり)

○水道課長(宮負 亨) 19です。まだこれは確定では全然ありませんので、その辺。あと、下水道事業が現行では25本、それが17本。それと最後に、公営企業、現行では3本ございます。これが今度統一して13本になります。

(発言する人あり)

○水道課長(宮負 亨) 3本が13本。

ですから、合計としまして、現行が57本、それが改正後、49本。一応8本の減。まだこれは手続き上なので、はっきりしませんけれども、数字の増減がありましたら、この辺はご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) いっぱいあるので、聞いていったら切りがないような気がするので、逆に言ってもらって、これからということで、その辺はよろしくお願いします。

その中で、1つだけ、これは条例、要綱、規程の問題。法律はそんなに詳しくないんですけど、ここに去年もそういう話があった。旭市下水道事業運営協議会条例なんですよ。協議会はこれ条例になっているんですね。水道のほうは、要綱になっているのかな。ぴったり同じではないんでしょうけど、どこだっけ。旭市水道協議会ってどこにある。

(発言する人あり)

○委員(佐久間茂樹) 水道の協議会ありましたよね。これだ。これ規則になっているんだよね。水道事業運営協議会規則。下水道のほうは条例になっていて、水道のほうは規則になっていないですか。法律の問題はよく分からないですけども、この辺はどうなんですか。整理できないんですか。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長(丸山 浩) いろいろとありがとうございます。

昨年ちょっと答弁をいたしまして、繰り返しになりますが、昨年の状況では下水道が公営企業へ移行という中で、例規の新規の制定というものを目指した中で、協議会も全く違う協議会を発足という意味合いから条例を制定したものでございます。

水道に関してちょっと私がコメントすることはちょっと苦しいんですけども、今回は上下水道になりますけれども、従前の例にはスライドということで、そこまでの協議が整って

いないということで、今後、令和３年度以降、そういった部分について細部を見直すという作業になると思います。すみません。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 分かりました。

57本を49本にということで、改正が結構大変な仕事なんだろうと思いますので、よろしくお願いします。

ただ、やっぱりくれぐれも現場の仕事がやりやすくなるような配置、人員を含めて、そういうところに気を配っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第５号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより、討論を省略して議案を採決いたします。

議案第５号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課より、被災住宅修繕緊急支援事業について報告させていただきます。

令和元年台風15号等、一連の災害により被災した住宅の屋根または外壁等を修繕する工事費の一部を支援するための補助事業としまして、昨年12月より継続して相談、申請をいただいているところです。

本事業につきましては、一連の台風等により千葉県内で重大な被害があったことから、国及び県の補助を主な財源として急遽制度化したのですが、国の補助が令和2年度で終了になることから、県内の多くの市町村では既に申請受付を終了、または本年12月で終了を予定しているものです。

市では、被災された方の申請期間をなるべく長く確保するため、令和3年2月26日までとした上で、申請受付を終了する予定ですので、ご報告いたします。

なお、終了に当たり、なるべく多くの方に補助制度をご利用いただけるよう、広報誌やホームページなどで周知を図ってまいります。

以上で、都市整備課からの報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 10 時 27 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和2年12月8日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 2 号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について
- 議案第 4 号 旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について
- 議案第11号 旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 財産の取得について
(学習用タブレット端末等)
- 議案第19号 財産の取得について
(小中学校用ネットワーク機器)

出席委員（6名）

委員長	米 本 弥一郎	副委員長	片 桐 文 夫
委員	景 山 岩三郎	委員	伊 藤 房 代
委員	宮 内 保	委員	林 晴 道

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 伊 藤 保

説明のため出席した者（19名）

教 育 長	諸 持 耕太郎
環 境 課 長	高 根 浩 司
健康管理課長	遠 藤 茂 樹
高 齡 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
学校教育課長	加 瀬 政 吉
体育振興課長	柴 栄 男

財 政 課 長	伊 藤 義 隆
保険年金課長	在 田 浩 治
社会福祉課長	椎 名 隆
庶 務 課 長	杉 本 芳 正
生涯学習課長	八 木 幹 夫
そ の 他 担 当 職 員	8 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広
副 主 幹	黒 柳 雅 弘

事務局次長	向 後 哲 浩
-------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（米本弥一郎） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

このところ寒暖の差が激しい日々が続いております。皆様にはコロナ対策と併せて健康管理に十分ご注意いただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

あと24日で年末になるわけですが、新年を迎えます。この1年、コロナ禍の中でこの議会をやってきましたけども、最後の常任委員会でございますので、どうぞよろしくお願いします。

本日は、一般会計補正予算含む8議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

議案の説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で8議案でございます。

まず、予算関係で2議案。議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第2号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決につ

いて。

また、条例関係で4議案。議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について、議案第11号、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

また、財産の取得関係で2議案。議案第18号、財産の取得について（学習用タブレット端末等）、議案第19号、財産の取得について（小中学校用ネットワーク機器）でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（米本弥一郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託された議案は、議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について、議案第11号、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、財産の取得についての8議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管分の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお開きください。

歳入になります。中ほどになります。

14款 2 項 2 目 3 節老人福祉費国庫補助金、説明欄 1 の介護保険事業費補助金170万円でございますが、これは制度改正に伴う介護保険システムの改修費用に対する国庫補助金です。

補助率は、国の示す人口規模に応じて定められた基準額の340万円に対して、その 2 分の 1 が交付されるものであります。

なお、充当する歳出につきましては他課が所管する科目になります。

補正予算書の12ページをお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座で。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 大丈夫です。ありがとうございます。

2 段目になります。

2 款 1 項 8 目電子計算費、説明欄 1 の電算業務委託料547万8,000円が介護保険システムの改修費用となります。

以上で、議案第 1 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、議案第 1 号、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決のうち、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

最初に、補正予算書16ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。下段になります。

3 款民生費、3 項 5 目障害児福祉費、説明欄 1 の障害児通所支援事業、予算額2,962万7,000円は、19の扶助費で、障害児通所等給付費となります。

本事業は、障害のある児童に必要な訓練や支援などのサービスを提供するもので、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援があります。

今回の補正ですが、新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言後の特別支援学校等の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加したこと、また、国がサービスの必要性から、支給決定や報酬、人員基準等の柔軟な取扱いを示したことに伴う利用量の増により、扶助費の不足が見込まれるため、補正を行うものであります。

続いて、歳入です。

ページを戻っていただきまして、9 ページをお願いいたします。

上段になります。

14款 1 項 1 目 3 節児童福祉費国庫負担金、説明欄 1、障害児通所給付費等負担金1,228万

5,000円ですが、国の負担金で、負担率は2分の1を見込んでおります。

下段になります。15款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄1、障害児通所給付費等負担金614万2,000円は、県の負担金で、負担率は4分の1を見込んでおります。

以上で、議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、庶務課所管の事項について補足説明を申し上げます。

今回予算補正した小学校施設改修事業及び中学校施設改修事業の事業内容等につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、今後予定をしているスケジュールにつきまして、補足してご説明をいたします。

補正予算書5ページをお開きください。

繰越明許費の補正でございます。

今回補正した設計委託費、工事請負費ともに年度内の完了が困難であることから、小学校施設改修事業1億7,910万7,000円及び中学校施設改修事業4,769万5,000円全額を繰越明許費に設定したものでございます。

現在想定しているスケジュールでは、補正予算成立後に準備を進め、来年の2月頃に設計業務を発注し、3か月程度の工期を経て、5月頃に完了する予定としております。その後、設計成果を基に工事の発注準備を進め、7月頃に改修工事を発注し、来年度末頃の工事完了を見込んでおります。

以上で、議案第1号の庶務課所管事項の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮内委員。

○委員（宮内 保） それでは、おはようございます。

それでは私、今、庶務課長のほうから補足説明ありましたけれども、小学校施設改修事業の1億7,910万7,000円と中学校施設改修事業の4,769万5,000円のこの入札の時期っていうのはどのぐらい、いつ頃になるんですか。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 先ほどもご説明いたしましたが、改修工事のほうを7月頃に発注を

予定してますので、その前後についていう形になっていると思います。

あと、発注方法ということで、小学校一応15校ございます。5校ずつ3つのグループに分けて発注のほうを予定をしています。中学校については3校ですので一括の発注を予定しているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員。

○委員（宮内 保） そうすると、この小学校の改修事業は、要するに入札は3つということで行うわけですね。

いや、実はね、ちょっと心配になったのは、小学校15校ですので、工事が大変だと思うんですよ。私、ちょっとこれ入札1者だと、ちょっとね、工事の期間も長くなったりいろいろ大変なのかなと思って、こういう形でちょっとお聞きしたんですけれども。

じゃ、結構です。ありがとうございました。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 議案第2号につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、本委員会での補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

配付されております資料の、条例の主な改正点（新旧比較）をご覧いただきたいと思っております。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座でお願いします。

○環境課長（高根浩司）　ありがとうございます。じゃ、失礼して、着座で説明させていただきます。

規制を強化した部分や、現在の市条例から変更となる部分を中心にご説明いたします。本会議での補足説明と重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと思います。

初めに、（１）適用面積についてですが、現行条例では、埋立区域の面積が3,000平方メートル未満を対象としておりましたが、新しい条例では、300平方メートル以上の埋立事業を全て対象といたします。

次に、（２）事業主等の範囲の拡大ということで、埋立てを行う事業主を埋立事業者に加え、土地の所有者についても事業主としたものでございます。

（３）土地の埋立て等に使用される土砂等の安全基準ですが、こちらは、国の環境基準のほか、新たに塩化物イオンを追加するものでございます。通常、農作物への基準は、１リットル当たり500ミリグラムから700ミリグラムとされておりますが、旭市では、１リットル当たり500ミリグラム以下といたします。

次に、（４）土地所有者等の同意になります。

周辺住民等の同意については、これまで埋立区域の周囲300メートルを対象としておりましたが、新条例では、埋立区域の周囲500メートルとし、居住する住民に対する説明会の実施と、当該区域に居住する世帯の８割以上からの世帯主の同意が必要になります。

また、周囲500メートル以内に世帯数が30世帯未満の場合は、世帯主の８割以上の同意のほかに、周囲500メートル以内の土地所有者に対しても説明会を実施し、なおかつ、土地所有者の８割以上の同意を得ることになります。

なお、千葉県の許可または認可を受けた採取場から採取した土砂、いわゆる山砂を使用する埋立事業につきましては、埋立面積が3,000平方メートル未満であれば、住民説明会の実施や同意の必要はありません。ただし、埋立面積が3,000平方メートル以上となる場合には、説明会の実施や同意を得ることが必要となります。こちらにつきましては、施行規則の中で明文化する予定でございます。

次に、（５）事前協議制の導入ですが、これまでは申請前の事前協議は行っていないでしたが、新条例では事前協議制とし、申請前の許可要件、条件を厳しくチェックすることとします。

次に、（６）許可基準ですが、ここで改良土（再生土）の使用を現行条例と同様に禁止といたします。

続いて7番、名義貸しの禁止。こちらは、許可を受けた事業主等が、自分名義で他者に事業をさせることを禁止といたします。

次に、(8)ですが、許可申請手数料です。こちらは、千葉県や近隣市町に合わせた手数料といたしました。

続いて、(9)その他でございますが、施行期日等になりますが、現行の条例は廃止となり、新条例は令和3年4月1日の施行を予定しております。

次に、もう一つの資料、1枚めくっていただきまして、千葉県と旭市の埋立て事業における規制状況等についてをご覧いただきたいと思います。現行の条例と千葉県との対比でございます。

左側になりますが、本市では、埋立区域が3,000平方メートル未満の埋立事業に対して、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を適用し、再生土の使用を例外なく禁止しています。

右側になりますが、埋立区域が3,000平方メートル以上の埋立事業については千葉県の埋立条例が適用されますが、平成31年4月1日に、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例が施行され、再生土の使用を条件付で認めることとなりました。

続いて、左下の施行後をご覧ください。

今回の新しい条例では、千葉県埋立条例及び千葉県再生土条例の適用除外を受け、埋立区域が300平方メートル以上の全ての埋立事業に関し、再生土の使用を例外なく禁止といたします。

説明は以上でございますが、このたびの新条例の制定では、基幹産業である農業や周辺住民の生活環境、これらを土壌汚染等から未然に防止するため、規制の強化を図るものでございます。よろしくお願いいたします。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 議案第11号につきましては、本会議でご説明したとおりであり

まして、本委員会での補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 議案第12号につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。それに加えての補足説明はございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について補足説明がありましたらお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第15号につきましては、本会議でご説明したとおりでありますので、本委員会での補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号、第19号の2議案については関連がありますので、補足説明がありましたら一括して説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第18号及び議案第19号、財産の取得について、併せて補足説明を申し上げます。

別にお配りいたしました資料、学習用タブレット端末等資料によりまして説明させていただきます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座をお願いします。

○学校教育課長（加瀬政吉）　ありがとうございます。大丈夫です。

Ⅰ、学習用タブレット端末等は、議案第18号で取得を提案しているものです。

1、タブレット端末ですが、数量は全児童・生徒分の4,700台、メーカーは富士通製で、規格や仕様は記載のとおりです。

2、ソフトウェアですが、自宅学習を想定し、オフライン、インターネット等の通信環境がない状況です、で利用可能なドリル教材ソフト、ノート機能ソフトやオンライン授業用ソフトのほか、記載のとおりです。

3、その他として、持ち運びが前提となるため、端末の5年間の物損保証をつけること、また、教室の大画面モニターにタブレットの画面を映すための無線投影機66台を導入いたします。

仮契約締結金額と納入期限は記載のとおりです。

次の、Ⅱ、小中学校用ネットワーク機器は、議案第19号で取得を提案しているものです。

内容は、1人1台タブレット端末導入に対応するため、学校内の無線ネットワーク機器を更新整備し、新しくネットワークを構築するものです。

1、導入機器ですが、無線アクセスポイント439台、その他必要な機器類で、仮契約締結金額と納入期限は記載のとおりです。

最後の、Ⅲ、（その他）タブレット端末充電保管庫は、両議案と別のものではございますが、今回の一連の学習用タブレット端末整備に関連する内容ですので、併せて説明させていただきます。

内容は、タブレット端末を、各学校の教室で保管、充電するための保管庫を整備するものです。

1、充電保管庫ですが、規格と数量は、42台収納用が150台、22台収納用が12台です。仕様はスチール製で、端末を順番に充電できるように、輪番充電機能とタイマー機能などを備えたものです。

契約締結金額と納入期限は記載のとおりです。

ご説明しましたこれら3つの項目について、順次納入、整備を進め、令和3年4月から、全ての児童・生徒が学習用タブレット端末を使用し、学習できる環境を整えてまいります。

以上で、議案第18号及び第19号の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎）　担当課の説明は終わりました。

議案第18号、第19号について質疑がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） おはようございます。

今、タブレットの関係なんですけれども、本会議場で林議員が質問して、ある程度分かったんですけど、その中で、5年間の故障等の物損の保証ですか、低学年の子どもたちが使うと思うんで、どの程度の物損をあれにしてるのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、この保管庫の891万円については、来年、1か月納入が早いかなと思うんですけども、この891万円は、この3億6,000万円の中には入ってないってことですよね。お聞きいたします。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 5年間の保証の問題ですが、落としてしまって壊れた場合については、新たなものを、修理してくれるというような契約にはなっております。実際かなり堅牢にできておりまして、実際、机の上から落としてみたんですけども、壊れるようなこともなく実際に動いてました。よほどのことがなければ大丈夫なのかなというふうに考えてるところです。

それから、充電保管庫については、別の金額でやってるところです。3億円の中には入っていません。

（発言する人あり）

○学校教育課長（加瀬政吉） そうです、はい。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 机の上から落としても壊れないっていうのは、今の端末が結構丈夫にできているからだと、問題ないとは思いますが、ただ、低学年の子どもたちが使うので、想定外のことが考えられると思うんですよ。それがなった場合に、その子どもに対して支払ってくれとか、支払い義務が起きるのか、それとも、その保証の中で全部保証できるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 今のご質問については、特に児童・生徒に補償を求めるものではございません。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第18号、第19号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（米本弥一郎） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、それについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(米本弥一郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(米本弥一郎) 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時34分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 米 本 弥一郎

総 務 常 任 委 員 会

令和2年12月9日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第 3 号 旭市出張所設置条例の制定について

議案第 6 号 旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長 宮 澤 芳 雄

副委員長 平 山 清 海

委 員 高 橋 利 彦

委 員 島 田 和 雄

委 員 伊 藤 保

委 員 飯 嶋 正 利

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（16名）

副 市 長 加 瀬 正 彦

秘書広報課長 山 崎 剛 成

行政改革推進課長 宮 内 敏 之

総 務 課 長 伊 藤 憲 治

企画政策課長 小 倉 直 志

財 政 課 長 伊 藤 義 隆

税 務 課 長 伊 藤 義 一

市民生活課長 遠 藤 泰 子

会 計 管 理 者 多 田 英 子

消 防 長 川 口 和 昭

監査委員長 高野 久

その他担当員 5名

事務局職員出席者

事務局長 花澤 義 広
副主幹 黒 柳 雅 弘

事務局次長 向 後 哲 浩

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

今日はあったかいですが、少々小雨が降る中であります。委員の皆さんには大変ご苦勞さまです。

今日は午後の視察で、新庁舎の視察を予定しています。あと一月半ほどでしょうかね、完成が待たれるところであります。市の財産といえば、それはもうかけがえのない財産、言うまでもなく市の職員の皆さんだと思います。新しい職場でご活躍をされることが望まれるところであります。

それでは、今日は6議案が先日の本会議で付託されています。慎重なる審議をお願いいたしまして挨拶いたします。よろしくお願いします。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いします。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、委員長のご挨拶にもございましたとおり、全部で6議案でございます。

内訳ですが、まず、予算関係が1議案あります。議案第1号の、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項。

次に、条例関係が5議案で、議案第3号の、旭市出張所設置条例の制定について、議案第6号の、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号の、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号の、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、そして、議案第14号の、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市出張所設置条例の制定について、議案第6号、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての6議案であります。

初めに、議案第1号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

どうぞ、着座のまま説明されてください。

○総務課長（伊藤憲治） ありがとうございます。じゃ、失礼して、着座で説明させていただきます。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算のうち人件費について補足説明を申し上げます。

恐れ入ります、補正予算書の26ページをお願いいたします。

給与費明細書になります。

今回の補正は、人事院及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定の影響額について補正を行うものです。

初めに、特別職ですが、一般職の職員の給与改正に合わせて、期末手当の支給率を年間4.50月から4.45月に改正したもので、補正後と補正前を比較しますと45万4,000円の減となります。

続いて、27ページをお願いいたします。

(1) の一般職の総括の表になります。

初めに、職員数についてですが、補正後と補正前を比較しますと職員数が1人の減となりますが、これは常勤職員が減ったものであります。

次に、給与費ですが、職員手当等が1,181万7,000円の減となりますが、これは期末手当の減によるものであります。

次の28ページですが、こちらは総括のうち会計年度任用職員を除いた常勤職員の給与費等を表したものとなっております。

次に、29ページでございます。

(2) の給料及び職員手当の増減額の明細です。

職員手当が1,181万7,000円の減で、内容は、制度改正に伴う増減分が1,043万5,000円の減となります。これは年間の期末手当の支給率が2.6月から2.55月へと0.05月分引き下げられることによって減となったものです。また、その他の増減分は138万2,000円の減で、これは新陳代謝や人事異動等による減額分です。

続いて、(3) の給料及び職員手当の状況です。

アの職員1人当たり給与については、直近とその1年前の平均月額を職種ごとに比較したものであります。

次に、30ページをお願いいたします。

イの級別職員数については、級及び職種ごとの人数を同じ時点で比較したものであります。

次の31ページのウ、期末手当・勤勉手当ですが、国の制度に合わせて、支給率を年間4.50月から4.45月に改正したことを示したものでございます。

以上で、議案第1号、総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、まず10ページですか、市債の関係でお尋ねをします。

この市債についての交付税の算入率は、この前本会議で30%と伺っておりますが、これから合併特例債がもうほとんど限度額もなくなり、期限も迫っている中で、皆さん方、有利な財源というものは今後事業を展開していく中でなくなっちゃうわけですね。そういう中で、今いろいろな事業に対する交付税の算入率で一番高い率のものはどういうものがあるのかを

お尋ねをします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 交付税算入率の高い起債ということですが、これにつきましては合併特例債で、70%の算入率ということでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それは私言ったように、今はそれですよ。

今後、合併特例債がもう間もなく期限切れに、使える年度ももう間近になってるわけです。それと同時に、合併特例債、使える金額ももう僅かなんです。そういう中で、今後事業を展開していく中で一番率のいいものはどういうものがあるのかということのお尋ねです。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 合併特例債以外ということですが、それぞれのメニューによってかなり違いはございます。

比較的大きいものとしまして公共事業等債、これが50%です。あと、緊急防災・減災事業債、こういったものが70%ということで、かなりメニューがございまして、それによってそれぞれ違うということでございます。今申し上げたのはかなり高い交付税算入率ということでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 次に、30ページですか。

この級別職員数ありますが、常勤職員は元年11月と比べて1人減ってるだけなんです。しかしながら、そういう中で再任用職員等がかなり増えてるんですよ。これは私も分かります。これは年金の年齢引上げに伴う雇用制度の変更ですね。65歳まで使いなさいと、そういう国の制度の中で、これは再任用職員の採用は問題ないんですが、こんなに増えてる中で、なぜ常勤職を減らさないのか。これではただの税金の無駄遣いになってしまうんじゃないかと思うんですが。これだけ人を増やしたら、当然、常勤職員を減らすべきなんですよ。

なぜ減らさないのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

常勤の職員につきましては、これまでも、合併以降ずっと減らしてきたというところが、まずございます。それを、まず申し上げたいと思います。現在策定して進めております人員適正化計画の中でも、5年間の中で10人減らすという計画をつくっております。

一方で、委員おっしゃられるように、再任用職員というのは少し増えてきてるという状況は確かにございます。ただ、それに合わせてといいますか、我々が行っていく行政事務というのも増えてるというところもございまして、そこらを全体的に見まして、再任用の活用と常勤職員の減らしということを考えまして、今のような状態で進めているところでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 仕事が増えてるって言えば、それで理由立つかもしれませんが、じゃ、仕事の業務内容、どういうふうに見直したのか。

今あれでしょう、コンピュータだってかなり精度の良いものが入ってるわけですよ。それでかなり高額なものも使ってるわけですよ。これは当然、私は人件費の一部だと見るんですよ。コンピュータは結局、事務労力を引き上げるために導入してるでしょう。ですから、その辺は一体で考えなくちゃならないと思うんですが、いかがかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） コンピュータを使うことによって人件費を引き下げるっていうこと、おっしゃってることよく分かります。それも含めまして、やはり人でないとできない部分という業務も当然ございます。コンピュータにはコンピュータとして得意な部分がございますし、人でないとできない部分、人のほうが得意な部分っていうのがあります。それらをどういうふうに事務の中で上手に使っていくかっていうことで、コンピュータも取り入れているし、人も配置しているっていうことでご理解を賜ればと存じます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしてもね、これから見ますと10人以上増えてるんですよ。この1年間でそんなに業務が、人でなくちゃいけない業務が増えたのかっていうことにもなっちゃうわけですよ。やっぱり一番高いのは人件費ですから。

企業においてはあれでしょう、やっぱり一番高いのは人件費だということで、リストラなんかをやってるわけでしょう。そういう中で、やはりもっと事務改善をすべきだと思います

がね、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 事務改善、これまでも進めてきましたし、常に改善っていうことで取り組んでいるところでございます。行政改革アクションプランの中でも、それぞれがきちんと意識を持って、改善できるところは常に考えて改善には取り組んでいておりますし、今後もそのように進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしてもね、行政であろうとも、やっぱり企業感覚に立った経営感覚でやっていただきたいと思いますよ。

これは答弁いいです。

でも、答弁あれば。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） では、すみません。

我々も企業感覚と申しますか、コストパフォーマンスといいますか、それも常に意識しながら仕事を進めていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それじゃ、次の32ページですか。旭市の起債がかなり、借金ですね、起債がかなりあるわけですが、そういう中で、これは30年度末280億円ですか、あるんですね。そういう中で、この30年度の公債費、借金の返済額ですか、どのくらいあったのか、借金の返済額。そういう中で交付税算入された額は幾らなのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） しばらく休憩します。

議案の審査は途中ですが、ここで10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、平成30年度の公債費から交付税算入額を差し引いた額ということで、30年度の公債費につきましては30億227万円、交付税の算入見込額としては21億6,315万5,000円。差引き、市の実質負担額は8億3,911万5,000円です。

実質どれだけかということですが、それから中央病院分と公債費分を除きまして42億6,824万1,000円が実質ということになります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、ただいまの答弁でございますが、借金の返済は約30億円。そんな中で交付税算入されているのが21億円。残りは市の、私の言葉で言いますと、真水部分から出されたということですが、そんな中で、今、交付税ですね、交付税ってのは合併時も今も国からの出口ベースではほとんど変わらないんですよ。変わらない中で、じゃ、30年度、旭市は合併時と比較してどれだけ交付税が増えたのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 平成18年度からでよろしいでしょうか。平成18年度と30年度の差額ということではよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） はい。

平成30年度が86億9,711万円、18年度が76億2,002万9,000円。差し引きまして10億7,708万1,000円でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それだけ旭市不利だということですが、じゃ、そのうちで病院分はどのくらい増えているのか。

○委員長（宮澤芳雄） ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 中央病院の交付税の増えた分ということでございますけれども、10億6,940万1,000円でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、旭市の交付税増えた分から、中央病院の増えた分を引いたら幾らになるのか。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 差引き3,450万6,000円でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それから、30年度と18年度比較して、国からの交付税どのくらい増えるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 地方交付税、国の出口ベースということで131億円増えております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 交付税については国の出口ベースで、全然早い話、増えてないと同じなんですよ。131億円っていても、今、都道府県が1都2府四十何県ですか。それから、市町村が千五、六百ありますね。だから、131億円といたら国からは全然増えてないと同じ、国からの131億円では各都道府県にはほとんど増えてないんですよ。

でも旭市は、増えてる増えてるって言っても、中央病院の分を引いたら全然、早い話増えてないわけなんです。私はそういうふうに思うんですが、そういう中でね、結局皆さん方は、みんな交付税算入されていますということなんですが、あ、もう一つあそこで聞き忘れた。

そんな中で、じゃ、平成18年度ですか、このときの公債費幾らであったのか。そんな中で、交付税措置されたのは幾らであったのか。そういう中で、市から真水の分として出たのは幾らであったのか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 平成18年度の公債費につきましては29億2,405万4,000円、交付税は5億3,035万3,000円、差し引きました市の実質負担額は23億9,370万1,000円です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 借金の返済、つまり公債費は合併時も今もほとんど変わらないんですよ。そんな中で、合併時は国から交付税措置されたのが約5億円ちょっとですか。今21億円、16億円も増えてるんですよ。昔は29億円払う中で、交付税算入5億3,000万円しかされなかったんで、合併時は交付税としてもらった中で自由に使える金からそれだけ払ったわけですよ。今は、交付税算入されてる中で、市から幾らですか、市から約5億円くらいですか。

要は、私は思うのには一つのパイは同じ、そういう中で国がこれは交付税算入しますよという部分はきちっと見てくれる。見てくれたら、パイは同じですから、どっか減らさなくちゃならない、そういう中で真水の部分が減ってると私は思うんですが、どういうふうにかえるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 交付税については、それぞれの年月によって、いわゆる基準財政需要額だとか収入額とか違うところがございます。そして、18年度、30年度で、確かに中央病院だとか交付税分を差し引いた金額につきましては、かなり減ってるというところもございます。

そういった中、その年度年度によって、そういった需要額だとか収入額の差があって、かなり差がございますけれども、今現在はある程度安定的な財政運営ができていますのかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 私はね、そういうとんちんかな答弁聞いているわけじゃないんですよ。

結局一つのパイの中でね、片っ方きちっと見てくれれば、市の自由に使える金が減っちゃってるんですよ。つまり、ただ国は項目を変えてあるだけなんですよ。

そんな中で、義務的経費を含めて、義務的経費なんかにも扶助費なんかかなり上がってるわけですよ。そうすると、結局自由に使える金がなくなったら、借金なんかはこれは義務的経費、必ず払わなくちゃならない、また扶助費も払わなくちゃならない。しかし、その義務的経費が増えたら住民サービスが落ちちゃうと思うんですよ。

そういう中でね、皆さん方十分この数字は把握してあるでしょうから、自由に使える金が

なくなったら今後の旭市の財政運営どういうふうにしていくのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今、義務的経費が増えたら住民サービスが低下するということでございますけども、まさにそのとおりだということでございます。

今、そういった形で歳入が減って、そういった義務的経費が増えたというところでの行財政運営ということですけども、しっかりと行政改革を進めてまいります。

それと、あと、公共施設の統廃合だとかそういったものは緊急な課題ではないのかなというふうに思っております。

それと、あわせまして、経費の節減に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、交付税、昔と今もほとんど変わらない中で、結局自由に使える金が大幅に少なくなってる、そんな中で、そうすれば当然住民サービスが低下するわけなんですよ。その低下しないように、十分皆さん方検討して、これからの行政運営やっていただきたいと思います。

課長より、むしろこれは副市長のほうがいいと思いますが。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 先ほど来、財政課長答えておりますとおり、そのために様々な行政改革を実施して、市民サービスを低下させないよう知恵を絞りながら、いろんな政策を打って、それで市民の要望も伺いながら取り組んでいる、それはこれからも変わりません。

真水の部分の話がうるありましたけども、現実には国のほうは、それぞれが自治体がどれだけその年度で支出される見込みがあるか、それは交付税で返済する部分も含めてですね、それで、その市の収入等を見ながら交付税という中でそれぞれ交付していると。18年度と30年度の比較、うるございましたけども、旭市は頑張っているから、それなりに交付税が横ばいできてるのかな、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

これからも頑張りたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、旭市は頑張ってるからって、副市長、これ見たらね、交付税の算定基準あるでしょう、交付税の算定基準、みんな単位費用が下がってるんじゃないですか。道路なんかは昔と見たらずっとマイナスなんですよ。これは財政課長ご存じですよ。私、

課長につくってもらった地方交付税の内訳見たら、道路なんか昔と比べたら下がってるでしょう。その中でね、ほかの単位費用もみんな下がってるんですよ。

我々議員何も分からないからと思って、皆さん方かっこいい言葉を言うかもしれませんがどね、むしろ皆さん方ね、十分その辺は把握し、私ら以上に把握してやっていただきたいと思います。

あとこれ以上言ってもしょうがないから、次の臨財債についてお伺いします。

旭市は財政運営がうまくいってるからということで貯金たくさんあると言いますが、まず第一に聞きたいのは、なぜ臨財債を満額借りなければならないのか。そういう中で、収支において、なぜあれだけの金額の差を出すのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） なぜ臨財債を満額借りなければならないのかということでございますけど、これは本会議におきましても申し上げてることですけれども、臨財債自体は交付税の代替措置ということで、基本的に国のほうで交付税の措置ができれば臨財債っていうのは発生しないというもので、ということは、基本的には基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものですから、必要なお金ということで借りるのが基本だと思っております。

ただ、そういった中で、現在かなり剰余金出てるものですから、そこら辺での調整というのは、今させてもらってる状況です。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） たしかね、今言ったように、昔、交付税特会とかなんとかありまして、国が借金をして穴埋めしたわけですよ、交付税として措置した。

しかし、国が莫大な借金、今1,000兆円ですか、以上あるという。国もそんなに借金できないから、早い話が市町村に借りさせて、それで払うときは国が面倒見ますよという中で、結局これは借金といっても、臨財債はこれは本来なら市の借金じゃないんですよ。そんな中で、借りなければ、今度はその臨財債の返済時に国は交付税措置するということになるわけですよ。

その中で私は、あんなに決算において十五、六億円も残すなら、あえて借りないで、それで借りなければ交付税措置されるわけですから、その際もらえばいいと思うんですよ。それで結局これだけの、今幾らですか借金、臨財債は30年末で120億円ある。それで基金が、たしか基金七、八十億円ですか。そうすると、五、六十億円下がるわけですよ。今度はそ

の交付税措置されるときに、結局それはそのまんま全部借金したら、そのまま借金にストレートに行っちゃう。借金しなけりゃ、そのとき市の真水の部分自由に使えるわけなんですよ。ですから、本来なら、この前も本会議で質問しましたが、臨財債の借金分ですか、基金がなければおかしいと思うんですがね。

そのことについてどういうふうに思うのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 臨時財政対策債、基金がかなり残ってるから借りないほうがいいということでございますけれども、基本的には先ほど申しましたとおりでございます。それとあと、そういったところでもかなり剰余金も残るということで、現在なるべく抑えるという形を取っております。

それと、臨財債を借りる時期等がございますので、ある程度、決算とかも見込みが必ずしも立たない時期にその決断をしなければならないということがございますので、多少そういったことが出てきてしまうのかなということがございます。

それと、臨財債の考え方ですけれども、実際には、初めというか当初は、それ自体必要であるということがございます。そういった中で、初めにもらっておくのがいいのか、あるいは、初めに借りなくて、返済もなく、後から交付税として少しずつもらうのがいいのかといったところの議論もあろうかと思います。そこら辺の折り合いをつけながら、どれだけ臨財債を借りるのかっていうのを検討して、それを実行に移してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そういうことなんですがね、結局あれだけ余すということは、予算の査定が甘いのかと思うんですよ。その中で、今度決算の時点において、決算の時点っていうよりその経過の中で、今度は予算の執行率が悪いってことにもなりかねないわけですよ。一般企業では経費の節減ですけど、行政の場合は、経費の削減と同時に執行率が悪いってことは、仕事をしないってことになるんですがね。

その中でやはり臨財債ですか、確かに臨財債を借りて貯金積みばかっこのいいかもしれませんけど、いや、旭市の場合はあれでしょう、財政力指数だつてえらい悪いんです。銚子市が、ここで固有名詞出すのもあれですけど、銚子市が財政力指数っていう、銚子市の場合財政が悪いって言うけど、財政力指数は旭市より銚子市のほうがずっと上なんです。旭市は5%下回っちゃったでしょう。銚子市は6%いってるんですよ。旭市の財政力指数、課長、悪い

のは分かってるんでしょう。県下でも悪いほうなんですよ。

そういう中で、今後この臨財債をどういうふうにするのかと同時に、基金があるあるっていうのは、これはね、まやかしの私は説明だと思うんですが、その辺お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 臨財債の利用ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、その時々々の財政状況だとか、どういった事業を行うだとか、そういったのも含めて、先ほど申し上げましたように取扱いしたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第3号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、総務課からは加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第3号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 議案第3号ですけれども、新たに出張所を、支所が出張所にというような条例ですが、これにつきましては議案質疑におきまして、高橋議員と林晴道議員がよく質問してくださったわけでありましたが、再度、まずは、これまで支所ということでありましたが、これまでの支所での仕事の内容、それから、これから出張所としてはこういった仕事をするということにつきまして、答弁をお願いしたいと思います。

それと、もう一点は、両議員の質問の中で、支所のいろんな数字について示されたわけがありますけれども、答弁があったわけがありますけれども、各支所の数字が出された中で、全体としてはどのくらいの数字になるのか、全体の中で各支所がどのくらいなのかということを見るために伺いしたいと思います。各支所の来客者の数ですか、それと、現金の取扱額、それから証明書の発行数、これらについての全体の数字をお伺いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ご質問幾つかございましたけれども、まず、総務課のほうで所管する部分についてお答えをしてみたいです。その中で、これまでの業務とこれからの業務とい

うことで、まずお答えをいたします。

現在、支所で行っております主な業務は、支所住民室としまして、現金収納や建物の管理、あるいは地域の区長会、交通安全協会などがございます。また、市民生活課の業務では、住民票ですとか戸籍の関係、諸証明の発行など。さらに、保険年金課の業務では、国保ですとか年金の届出受理などを行っているところでございます。

これを出張所に変更した後は、市民生活課が管轄する窓口として、税関係の一部の証明を除きまして、諸証明の交付事務を行う予定でございます。

それともう一つ、数値的なご質問がございました。その中で、私からは来客者数ということでお答えをいたします。3支所の来客数につきましては、先般の本会議の中でも申し上げたとおりなのですが、海上支所が約1万900人、飯岡支所が約8,460人、干潟支所が5,960人となっております。すみません、ちょっと合計を計算しておりませんが、3万三、四千人ぐらいということになるかと思います。

ご質問の中で、全体の来客者ってということもお求めかと思いますが、これにつきましては申し訳ありません、本庁、あるいは、ほかの支所によります本課での来客者については把握のすべがございませんので、来客者の人数全体については押さえておりません。申し訳ございません。

そのほかの現金ですとか証明発行等の質問につきましては、ほかの課からお答えいたします。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 会計管理者。

○会計管理者（多田英子） それでは、ご質問の収納額について回答させていただきます。

支所の1年間の収納額につきましては前回お答えさせていただきまして、3支所合計は2億4,236万4,000円でございます。市全体の収納額につきましては、本庁窓口での取扱いに加えまして、各金融機関窓口での取扱い、口座振替、コンビニ収納等を含めまして、収納額はおよそ156億円でございます。

3支所の収納額の割合につきましては全体の1.5%でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 市民生活課からは、諸証明の発行実績についてお答えいたします。

令和元年度1年間の実績で申し上げます。住民票等証明発行と戸籍等届出を合わせた件数

は、3支所合計で2万260件でした。本庁も含めた全体の件数は9万5,473件。全体に対する支所合計の割合は21.2%となります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 来客者数については分からないと。

それと、現金の取扱額はもう圧倒的に支所は少なかったということがはっきりいたしまして、それ以外でかなりの、156億円ですか、全体でね、そういったような数字が出てまいりまして、びっくりしたわけでありますけども。

支所の市民生活課だけの業務が残るとするような答弁でありました。何点かその中で質問したいと思うんですが、これまで各支所におきまして、先ほど、この住民室が所管しておりました区長会とか交通安全協会ですか、これらの対応なんです、それぞれの地区におきまして、この住民室がその地区の区長会の取りまとめ等をやられていたと思うんですが、区長会につきましては、行政を執行する上で本当に大切な、最も大切な組織の一つであろうと思います。その辺の対応につきまして今後どのようにするのか、まず、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 支所で取り扱っておりました地域の区長会の事務というご質問でございますが、これにつきましては、来年度からは、本庁の総務課のほうで事務を進めていきたいと思っておりますし、そのときに、地域の区長さん方に迷惑がかからないように、十分しっかり努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 本庁のほうでという答弁でありましたが、これまでと比べて、この区長会の機能ですか、そういったものが下がらないように十分な対応といいますか、そういうのをお願いしたいと思います。

それと、先日のこの議案質疑で、出張所にはだいたい3名くらいの職員を配置する予定だといったような答弁がありましたが、この市民生活課の業務につきまして3名の職員で対応するということになるんだろうと思いますが、3名の方で、この間の証明書の発行数をお伺いした中では、ちょっと余力が残るんじゃないかなというような感じを受けたわけでありまして、そのほかの例えば保険年金課の取扱いもこれまではやっていたということでもありますけども、そういったのは、もう職員の配置の関係で難しくなるんでしょうか。お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 出張所になった後の職員の数のご質問でございます。

委員おっしゃられたとおり、先日、出張所のときには、市民課の職員として3名程度を配置するという事で申し上げたところでございます。

委員の発言の中にもありましたとおり、3名だと少し余力が出るんじゃないかということもございましたが、ちょっと初めて変換するもので、最初のうちは少し混乱等も生じるのかと思います。そうした中で、サービスが変わるという面でそごが生じないように、しっかり説明もするっていうことで、3名を予定したところでございます。

保険年金課の業務もできるのではないかとか質問の中にもございましたが、基本的には今回の本庁舎の建設、そして組織の集約ということを進めている中におきまして、支所の業務につきましても本庁のほうへ移管してくるっていうことで、一連の流れの中で進めていたところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、3号議案について質問しますが、この前本会議におきまして、来客者ですね、海上支所は1日45人、飯岡は35人、そして干潟は25人ですか。そこに当初計画では3人張りつけるということでございますが、例えば干潟支所、来客者が、これは平均ですからあれですけど、平均で25人で、3人職員いたら、ここは出張所はみんな証明等が主ですから、8時間労働であつたら1人のお客に1時間かけるという計算になるわけですね。

そうしますとね、よく職人の手間が高い高いって言いますけど、計算したらね、市の職員の給料のほうがずっと私は上だと思うんですよ。そういう中で、みんな公民館に入ってるんですから、公民館を含めた職員ですか、これを検討したことがあるのかどうかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 人数につきまして、まず、申し上げたいと思います。

3人ということで申し上げましたが、我々常勤の職員というだけではなくて、再任用の職員等、これも考えながら対応していければなと思っておりますし、出張所に配属する職員につきましても市民生活課の職員ということになりますので、本庁の業務と出張の業務というのを勘案する中で、どのように配置するかっていうのも工夫する可能性、余地はあるのかなと、このように思っております。

もう一つ、後段のほうで、出張所を置く場所には公民館もあるから、そちらも活用できるのではないかという趣旨かと思います。おっしゃられることも考えてみたことはございます。ただ、現実として進めていくとなりますと、なかなか複合的な業務を全てそこに担わせるということは今の時点ではちょっと難しいかなということで、公民館は公民館、出張所は出張所ということでスタートしようとしているところでございます。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 何度も言うようですが、やはりコスト計算も大事だと思うんですよ。そういう中で、例えばほら、市民生活課の職員だけじゃなく、ほかの公民館の職員もそこで使えるような条例変更ですか、職等、これは私の考えとしては当たり前だと思うんですがね、その辺についてお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ご指摘ありがとうございます。

今後、実際にスタートして進めていく中で、いろいろ出てくる事柄を蓄積していきまして、職員の有効的な活用についても研究をしていきたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第6号につきましても、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、総務課から加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第7号につきましても、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、総務課からは加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第7号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今回、この健康管理課を健康づくり課に改めるといったような条例であります。この課名を変更したことによって、課の業務といいますか仕事ですか、これ、市民に対していろんな仕事をしてくれるわけでありますけども、課名の変更によりまして、その内容が多少、こういうところに力を入れてくといったようなものがあるのかどうか、伺いをします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） この条例、私どものほうで、総務課担当で出しておりまして、実際に仕事をする健康管理課はおりませんので、私、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

健康管理課の名称変更ということでございますが、これ、以前から検討はしていたところでございます。今回、組織の再編ということに当たりまして、この機会に課名の変更もしようということで条例を提案したところでございまして、ご案内のとおり来年度令和3年度から新庁舎での業務が開始されます。これまで健康管理課については機能が分散しておりましたが、それが今度本庁舎に集約することによりまして、市民の皆様に利便性を向上させることが大きな目的の一つとなっておりますので、課名の変更とは少し違う部分になるのかなと思いますが、業務の充実という意味では、対市民に図れるのではないかなというふうに考えております。

あと、これと同時に、保健センターも2か所に結局分かれていたわけでございますが、母子保健と成人保健、あるいは子どものための保健とかいろいろ分かれていたわけですが、これが本庁のほうでまとめて処理するっていうことになりましたらば、市民の皆様のサービスがより充実するっていうことになってまいりますし、ライフサイクルで申し上げれば、妊娠の時期から子育て、あるいはその先までずっと切れ目のない一体的な取組というのを推進していけるものというふうに考えております。

保健センターが1か所になりますと、健診ですとか教室、あるいはいろんな業務の相談、こんなものについてもマンパワーが集約できますので、より充実した健康づくりのための施策ができるのではないかなと、このように考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 私どもといたしますが、市民にとりまして、健康といったことは最も大切なことといたしますが、これをしっかり守っていかなければならないということだろうと思います。そういった中で、せっかくこの健康づくり課といったように課名改めたわけでありますので、なお一層、市民の健康づくりのためにいろいろと知恵を絞っていただきまして、この健康づくり推進していただけるよう、よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 答弁いいですか。

そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第7号についての質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第13号につきましても、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、総務課からは加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第13号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について補足説明がありましたらお願いします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第14号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。ここでの追加説明はございません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第14号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより、討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市出張所設置条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（宮澤芳雄） これにて本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時20分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄